

新型コロナは4月から通常の医療体制へ

基本的な考え方

特例的な対応は令和6年3月末で終了し
通常の医療提供体制に移行

	～R5.5.7	R5.5.8～	R5.10.1～	R6.4.1～
		幅広い医療機関による 自律的な通常の対応への移行期間		通常の医療体制へ完全移行
外来	診療・検査 医療機関による診療	幅広い医療機関での対応を促進しつつ 診療・検査医療機関の仕組みを継続		診療・検査医療機関の仕組みを終了 広く一般の医療機関による対応
入院	入院措置を原則 とした行政の関与	軽症・中等症Ⅰ・Ⅱは 6月末まで確保 重症病床は9月末まで 確保	感染拡大時に 重症病床を確保する体制	確保病床によらない入院へ 完全移行

令和6年4月からの変更点①

●埼玉県指定 診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）の指定・公表の終了

令和6年3月末で、診療・検査医療機関の指定・公表を終了
併せて、診療・検査医療機関検索システムを終了

※ 令和6年3月末時点の診療・検査医療機関リストは埼玉県ホームページに掲載いたします



3月31日まで

診療・検査医療機関による診療
診療・検査医療機関検索システムの活用

4月1日以降

幅広い医療機関による診療
かかりつけ医や身近な医療機関を
患者自身で受診

●新型コロナ後遺症外来の募集・公表については、令和6年4月以降も継続いたします

➤ 埼玉県ホームページ「新型コロナ後遺症外来について」



令和6年4月からの変更点②

●コロナ専用の相談窓口を終了し、既存の相談窓口へ統合

3月31日まで

コロナ総合相談センター

発熱等の症状があり、受診先の確認・受診に迷う場合
0570-783-770 24時間対応（3月31日は22時まで）

コロナワクチン専門相談窓口

コロナワクチン接種後の副反応・有害事象でお困りの方
0570-033-226 24時間対応（3月31日は24時まで）

外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

発熱等の症状があり、通訳が必要な場合
048-711-3025 24時間対応（3月31日は22時まで）

4月1日以降

埼玉県救急電話相談

受診の必要性や家庭での対処方法など

※相談料は無料。通話料は利用者の負担になります。

#7119 24時間対応

ダイヤル回線・IP電話・都県境の地域でご利用の場合

048-824-4199

* コロナに関する一般的な問合せ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
0120-565-653（9:00～21:00）

* コロナワクチンに関する一般的なお問合せ

厚生労働省 コロナワクチンコールセンター
0120-700-624（9:00～21:00）

外国人総合相談センター埼玉

受診に関することを含む多言語での生活相談など

048-833-3296

月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）9:00～16:00

令和6年4月からの変更点③

●医療費・コロナワクチンの公費支援

令和6年3月末で、治療薬・入院医療費の公費支援の終了

ワクチンの無料接種も令和6年3月末で終了し、原則有料の定期接種（秋冬）へ

3月31日まで

治療薬・入院医療費の一部を公費支援

生後6か月以上のすべての方が対象の
無料接種

4月1日以降

通常の医療費と同様の自己負担に

- ・市町村による**定期接種**（秋冬に年1回実施）
（65歳以上、60歳～64歳の高リスク者）
- ・原則**有料**
※対象者以外も自費で接種可能